

30年のご厚意に感謝

お正月が近くなると、市役所の正面玄関には高さ3メートルを超える一対の門松が飾られます。これは、木造菰槌の「さとう農園（佐藤史成代表取締役）」から毎年寄贈いただいているもので、現在の庁舎が落成した平成元年から続いています。

今回、寄贈が30回目の節目を迎えたことを機会に、12月27日、市は佐藤社長に感謝状を贈呈しました。

そもそも門松とは、幸せをもたらすという「歳神様」を迎える目印だそうです。最近では、各家庭の玄関ではなかなか見られなくなりましたね。

佐藤社長に感謝状を手渡した高橋総務課長は「これまでのご厚意に感謝します。これからも伝統の門松作りを続けてください」とお礼を述べました。



宝くじの助成金で充実したコミュニティ活動を推進

平成30年度の一般財団法人自治総合センター「一般コミュニティ助成事業」が、下派立自治会で実施されました。

この事業は、宝くじの助成金で地域のコミュニティ活動を推進するための備品等を整備するもので、これにより地域のコミュニティ活動が今まで以上に推進されるものと期待されます。



下派立自治会(除雪機)



【問い合わせ先】

総務課 電話42-2111 (内線341)

保 育 料

第2子以降支援助成事業の申請について

市では、保育所等を利用している就学前の児童を持つ保護者等が安心して子育てができ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、利用者負担額（保育料）の助成を行っています。

既に保育所等の継続利用申請および新年度からの利用申請をされた方へ、2月下旬に入所承諾等を通知する予定です。その通知と一緒に第2子以降支援助成事業の申請書を同封いたしますので、対象となる児童の保護者等は、3月22日までに当該助成申請書と下記の添付書類を福祉課窓口へ提出してください。

添付書類 教育認定・・・施設を利用することがわかるもの（契約書等）

保育認定・・・同封する入所承諾通知書

委任状・・・保護者等からの委任に基づき、利用している園へ助成金を支払うため

※第2子以降支援助成事業の対象児童とは、保護者と生計を一緒にする最年長の子どもから順に2人目以降の児童です。平成30年度に対象であった児童でも、平成31年度の申請が必要となります。申請がない場合は、助成を受けられませんのでご注意ください。

※当該児童の保護者等が利用者負担額（保育料）、放課後児童クラブ負担金、市税（市民税、固定資産税および軽自動車税）および国民健康保険税を滞納しているときは、助成の対象から除かれます。

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111 (内線245)

市営住宅〈新築、空家〉入居者募集

〈新築〉

団地名	戸数	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	污水处理	家賃月額(円)
桜木団地(新築)	5戸	H30	木造桜木8-2	木造平屋 5連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	23,000 ~45,300

〈空家〉

桜木団地(5-5号)	1戸	H29	木造桜木8-2	木造平屋 3連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	23,000 ~45,300
森田第2若緑団地(24号)	1戸	H20	森田町上相野若緑20	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	23,700 ~46,600
第2岩木団地(5号)	1戸	H14	柏上古川磯山231-1	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	22,900 ~44,900
宮川団地(11号)	1戸	H3	稲垣町豊川宮川144-1	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	19,100 ~37,500
屏風山2号団地(1号)	1戸	H18	車力町屏風山528	木造平屋 2連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	24,700 ~48,600
富港2号団地(7号)	1戸	H15	富港町屏風山1-1874	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	20,700 ~40,700
特公賃岩木団地(10号)	1戸	H10	柏上古川房田152-1	木造2階建 2連戸2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	40,000 ~50,000

申し込み方法

募集期間	2月22日(金)~2月28日(木) 8時30分~17時15分(土日を除く)
申請資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること(満60歳以上の高齢者等は単身での申し込み可) ②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること(一般・単身世帯:月額158,000円以下 ※裁量世帯は月額214,000円以下) 特定公共賃貸住宅の収入基準は月額158,000円を超え487,000円以下 ③税の滞納がないこと ④住宅に困窮していることが明らかなこと ⑤独立して生計を営んでいること(離婚を前提とした申込みはできません) ⑥暴力団でないこと(同居予定者を含む) ※裁量世帯とは 「子育て世帯」小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯・身体障害者手帳(1~4級)、精神障害者保健福祉手帳(1~2級)、愛護手帳(A・B)の交付を受けている方
必要な提出書類等	①入居希望申請書(用紙は建築住宅課にあります) ②マイナンバーカードまたは通知カード(入居予定の世帯全員分) ③平成31年度市・県民税申告書の写しまたは平成30年分源泉徴収票の写し等(18歳以下の所得の無い方を除き全員分) ④税の滞納がないことの証明書(同居予定者を含む) ⑤運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ⑥申請者の認め印 ⑦借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し ⑧入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し ※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によってはその他の書類が必要となります。詳しくは建築住宅課の窓口でご確認ください。
申し込み後	①応募書類を審査のうえ3月中旬の選考後に入居の可否を通知します。 ②入居者に選考された方は、家賃3カ月分の敷金と、連帯保証人2名(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。 ③空家7戸の入居可能日はそれぞれ4月8日以降となります。 ④桜木団地の新築に選考された方は、4月26日開催の入居説明会に必ずご出席ください。入居日は5月1日となります。
その他	こちらに掲載のほか、随時募集している市営住宅もありますので、お気軽にご相談下さい。

ペットは禁止です! 市営住宅は多数の世帯が暮らす共同住宅です。入居者の中には、動物アレルギーを持つ方や動物の苦手な方もいます。犬、猫、鳥などのペットの飼育は、糞尿の悪臭、鳴き声による騒音、咬傷の危険など隣近所とのトラブルの原因になりますので、市営住宅ではペットの飼育、一時預かり、餌付けを一切禁止しています。

【申し込み・問い合わせ】 建築住宅課 電話42-2111 (内線383・386)